

市民の皆様へ

日本赤十字社茅野市地区
地区長 今井 敦日赤募金（赤十字の活動資金）へご協力をお願い
～あなたの善意が赤十字活動を支えます～

日頃から、赤十字事業活動にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆さまからのご寄付で、日本赤十字社が自らの活動により災害時の医療救護、こころのケアなどさまざまな方々の支援を行っています。

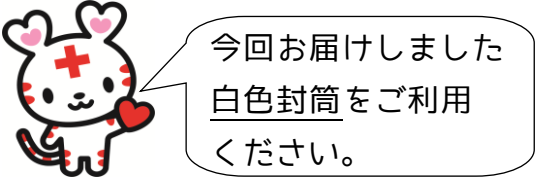
つきましては、本年も赤十字の活動資金にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 募金期間 令和7年7月1日～令和7年8月31日まで
 （上記期間のうち、各地区で設定された期間で提出して下さい。
 それ以外の期間は、市役所社会福祉課または各地区コミュニティセンター
 で受付けております。）

2 日赤活動資金について

「寄付金」と「活動資金登録者による協力金」の2種類あります。

種類	寄付金	活動資金登録者による協力金
内容	日本赤十字社の趣旨にご理解いただき、ご協力いただく募金 	日本赤十字社の趣旨に賛同し、活動資金登録者になることで、毎年継続してご協力いただく募金 ※登録されている方には、活動資金登録者用の<u>水色封筒</u>を別途郵便でお届けしますのでご利用ください。
目安額	500円	1,000円

※目安額を提示しておりますが、募金は自由意思に基づくものです。決して強制するものではありませんので、皆さまが納得して妥当と考える金額を寄付していただくことをお願いしています。なお、物品の寄付は受け取ることができません。

※「活動資金登録者」に新規登録をご希望の方は、パンフレット裏面にあります日赤活動資金申込書に記入して今回お届けした封筒に同封してください。来年度から活動資金登録者専用封筒をお送りいたします。

- 3 お届け先 区長・自治会長
 ※地区によって集め方が異なります。お住まいの地区にお問合せください。
- 4 取扱窓口 市役所「社会福祉課」または各地区コミュニティセンター
- 5 税制上の優遇措置 確定申告により税制上の優遇措置が適用されます。
 詳しくは、お近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

【事務局】茅野市役所 健康福祉部 社会福祉課 高齢福祉係

電話:72-2101（内線 303・304） E-mail:shakaifukushi@city.chino.lg.jp